



2024年12月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

内容

1	2024年10月28日付け、税務総局発行の建設業務に関する法人所得税の配分についてのオフィシャルレター・第4864/TCT-KK号	CIT
2	2024年10月24日付け、税務総局発行の建設許可がない賃貸地における固定資産の減価償却費に関するオフィシャルレター・第4781/TCT-CS号	CIT
3	2024年10月17日付け、ロンアン省税務局発行のプロジェクト投資段階における土地賃貸費用に関するオフィシャルレター・第4588/CTLAN-TTHT号	CIT
4	2024年11月5日付け、バックニン省税務局発行の、省外における不動産譲渡活動に関する法人税の申告および納付ガイドライン・第4777/CTBNI-TTHT号	CIT
5	2024年11月20日付け、バックザン省税務局発行の、産業支援製品の製造プロジェクトに対する法人税優遇措置に関するオフィシャルレター・第8005/CTBGI-TTHT号	CIT
6	2024年10月16日付け、ビンズオン省税務局発行の、ベトナムで働く外国人労働者の給与所得に対する個人所得税に関するオフィシャルレター・第27325/CTBDU-TTHT号	PIT

内容

7	2024年10月25日付け、税務総局発行のベトナムとイギリス王国との二重課税防止協定（「協定」）に基づく証券相続所得に対する協定適用に関するガイドラインであるオフィシャルレター・第4816/TCT-DNNCN号	PIT
8	2024年10月30日付け、税務総局発行の直接税務申告を行う個人の個人所得税に関するオフィシャルレター・第4917/TCT-DNNCN号	PIT
9	2024年10月31日付け、ビンズオン省税務局発行の事業登録をしていない個人に対する個人所得税に関するオフィシャルレター・第28333/CTBDU-TTHT号	PIT
10	2024年10月30日付け、税務総局発行の外国請負業者税に関するオフィシャルレター・第4909/TCT-CS号	FCT
11	2024年11月6日付け、税務総局発行の輸出品に対する付加価値税の還付手続きに関するガイドラインであるオフィシャルレター・第5025/TCT-KK号	VAT
12	2024年10月14日付け、税務総局発行の輸出品製造プロジェクトにおける付加価値税還付条件に関するオフィシャルレター・第4566/TCT-KK号	VAT

内容

<u>13</u>	2024年10月24日付け、税務総局発行の不動産仲介業を行う個人が提供するサービスに対する付加価値税に関するオフィシャルレター・第4784/TCT-CS号	VAT
<u>14</u>	2024年11月26日、第8回国会会議において多数の国会議員が賛成票を投じ、2024年付加価値税法（VAT法）が正式に承認された	VAT
<u>15</u>	議決・第174/2024/QH15号、2025年上半期に付加価値税を2%減税することを国会は同意した（2025年1月1日から2025年6月30日まで適用）	VAT
<u>16</u>	2024年11月27日付け、国会で健康保険法第51/2024/QH15号の一部条項を改正、補足する法律が通過した	LAB
<u>17</u>	2024年11月27日付け、ホーチミン市労働・傷病兵・社会福祉局発行の、労働災害、労働安全衛生業務に関する状況報告であるオフィシャルレター・第30130/SLDTBXH-VLATLD号	LAB

1 建設活動に対する法人税の配分

2024年10月28日付け、税務総局発行の建設業務に関する法人所得税の配分についてのオフィシャルレター・第4864/TCT-KK号:

企業が本社所在地とは異なる省で建設業務を行った場合、これらの建設工事に関する法人税は、附属事業所または生産拠点としての営業所による配分とはならないことが、通達・第80/2021/TT-BTC号の第17条に基づき規定されている。

2 建設許可のない賃貸地における固定資産の減価償却費

2024年10月24日付け、税務総局発行の建設許可がない賃貸地における固定資産の減価償却費に関するオフィシャルレター・第4781/TCT-CS号:

建設許可がない（または2014年建設法に基づき建設許可が免除される対象に該当しない）土地において固定資産が形成され、土地に付随する資産所有権証明書が権限のある機関から発行された場合、以下のことが規定されている：

- 仕入れ付加価値税（VAT）の税額控除の条件を満たさない。
- 法人税を算出する際の控除対象となる減価償却費の条件を満たさない。

3 プロジェクト投資初期段階における土地賃貸費用

2024年10月17日付け、ロンアン省税務局発行のプロジェクト投資段階における土地賃貸費用に関するオフィシャルレター・第4588/CTLAN-TTHT号：

土地使用権に関連する土地賃貸費用は、土地使用権証明書に記載された土地使用可能期間に従って、適切な法的手続きを経て、販売活動に直接関連し、投資段階で発生した商業売上に関連する場合に限り、企業が適切な請求書や証明書を有し、法律に従って手続きを行っているのであれば控除可能な費用として段階的に配分される。

4 省外不動産譲渡活動に関する法人税の申告および納付についてのガイドライン

2024年11月5日付け、バックニン省税務局発行の、省外における不動産譲渡活動に関する法人税の申告および納付ガイドライン・第4777/CTBNI-TTHT号：

企業が本社所在地とは異なる省で不動産譲渡活動を行った場合、次のように規定されている：

- **不動産譲渡活動が行われた税務署では：**企業は、譲渡活動による課税対象売上高に1%を掛けた（×）額を基に法人税を納付する。
- **本社所在地の税務署では：**企業は、不動産譲渡活動全体に対する法人税の決算申告を行う。

さらに、工業団地管理サービス料および土地賃貸料として計上された費用が、過去の課税期間で企業所得税計算上で控除対象となった場合、これらの費用は不動産譲渡活動に関連する控除対象費用には含まれない。

5 産業支援製品の製造プロジェクトに対する法人税優遇措置

2024年11月20日付け、バックザン省税務局発行の、産業支援製品の製造プロジェクトに対する法人税優遇措置に関するオフィシャルレター・第8005/CTBGI-TTHT号：

バックザン省税務局は、新規投資プロジェクトおよび優先的に発展が求められる産業支援製品の製造プロジェクトに対する法人税の優遇措置について次のように指導している：

- **新規投資プロジェクトの優遇措置**

不利な地域に所在するプロジェクトは、最初の3年間に課税所得が発生してなければ、課税所得が発生した年または所得が発生しなかった場合の第4年目から起算して、最初の2年間は税金が免除され、次の4年間は50%が軽減される。

5 産業支援製品の製造プロジェクトに対する法人税優遇措置

2024年11月20日付け、バックザン省税務局発行の、産業支援製品の製造プロジェクトに対する法人税優遇措置に関するオフィシャルレター・第8005/CTBGI-TTHT号：

- 産業支援製品に対する優遇措置：

優先的に発展が求められる産業支援製品を製造するプロジェクトは、優遇措置の確認書を取得し、他の条件の投資から産業支援製品への優遇措置へ転送できる。

優遇措置の残存期間は、他の条件で既に利用された優遇措置を差し引いた後の期間として計算される。

- 収益の分離：

企業は、優遇措置対象の活動と対象外の活動から得られる収益を個別に計上し、適切な税務申告を行う必要がある。

6 ベトナムで働く外国人労働者の給与所得に対する個人所得税

2024年10月16日付け、ビンズオン省税務局発行の、ベトナムで働く外国人労働者の給与所得に対する個人所得税に関するオフィシャルレター・第27325/CTBDU-TTHT号：

企業は、契約書または派遣文書に記載された外国人労働者がベトナムで働く期間を根拠としてそれに見合った、給与、賃金所得に対する個人所得税の控除方法を適用する必要がある：

- **累進課税表に基づく方法**：ベトナムでの勤務期間が課税年の183日以上である個人に適用される。
- **全額課税表に基づく方法**：ベトナムでの勤務期間が課税年の183日未満である個人に適用される。

7 ベトナムとイギリス王国との間の二重課税防止協定（「協定」）に基づく証券相続所得の適用に関するガイドライン

2024年10月25日付け、税務総局発行のベトナムとイギリス王国との二重課税防止協定（「協定」）に基づく証券相続所得に対する協定適用に関するガイドラインであるオフィシャルレター・第4816/TCT-DNNCN号：

相続税は協定および国際的な相続税適用慣行の適用範囲には含まれない。したがって、イギリスに居住する個人がベトナムでの証券相続所得が発生した場合、ベトナムの規定に従って税務申告および納税を行う必要がある。

税務申告の手続き：

- 証券を相続した個人は、その証券を発行した企業が所在する税務署に税務申告書を提出する。
- ベトナムに居住していない個人が複数の証券を相続し、それらの証券がひとつの証券会社に預託されている場合、その証券会社を管理する税務署に税務申告を行う。

8 直接税務申告を行う個人の個人所得税

2024年10月30日付け、税務総局発行の直接税務申告を行う個人の個人所得税に関するオフィシャルレター・第4917/TCT-DNNCN号：

個人が会社に税務申告の委任を行い、その後、当該個人が税務署に対して直接税務申告を行うべきであることが判明した場合、会社は個人所得税の申告を再調整しない。その代わりに、会社は税額控除証明書を発行し、個人が規定に従って税務申告を行えるようにする。

9 事業登録をしていない個人に対する個人所得税

2024年10月31日付け、ビンズオン省税務局発行の事業登録をしていない個人に対する個人所得税に関するオフィシャルレター・第28333/CTBDU-TTHT号：

企業が事業登録をしていない個人と工事の契約を締結した場合、その個人が受け取る所得は、給与所得および賃金所得に関する規定に従って課税される。企業は、所得を支払う前に10%の個人所得税を源泉徴収し、個人が個人グループの代表であるかどうかにかかわらず同様に適用する。

企業が労働法典の第45/2019/QH14号の第14条（口頭または書面による契約、期限付きまたは無期限契約）に在る規定の形式に従って労働契約を結んでいる場合、その従業員は、社会保険法・第58/2014/QH13号の第2条に在る規定に従って社会保険に加入する対象となる。

10 外国請負業者税における外国企業への売掛金の売却に関する税金

2024年10月30日付け、税務総局発行の外国請負業者税に関するオフィシャルレター・第4909/TCT-CS号：

企業が外国の顧客からの売掛金を外国の企業（売掛金の購入者）に売却して商品売上金を前払いで受け取った場合、次の条件を満たす場合、売掛金の購入者は外国請負業者税の課税対象にはならない：

- 売掛金の売却活動は、利息の支払義務がある信用貸付活動ではないこと。
- ベトナム企業は、売掛金に関連する全ての権利と義務を売掛金の購入者に譲渡、及び売掛金の購入者が商品購入者から売掛金を回収できるかどうかについて何らの義務や責任を負わないこと。
- 企業は外国の企業（売掛金の購入者）に対しての精算が発生しないこと。

11 輸出品に対する付加価値税の還付手続きに関するガイドライン

2024年11月6日付け、税務総局発行の輸出品に対する付加価値税の還付手続きに関するガイドラインであるオフィシャルレター・第5025/TCT-KK号：

還付前に該当する書類の場合、税務署は納税者の還付申請書と納税者に関する情報を基に、税務署の所在地で申請書類の確認を行い、還付の対象とされる者、または還付対象の状況を確認する。

税務署は、申請書類に記載された情報が税務署の管理情報と異なる場合、納税者に対して文書で説明を求め、情報の補足を求める。情報の補足の期間は、還付申請の処理期間には含まれない。

税務署は、還付前に該当する申請書類について、税務調査後の検査の際に、納税者の銀行を通じた支払証明書類を照合し、還付対象となる税額を確認し、納税者の還付申請書類に基づいて適切に処理を行う。

12 輸出品製造プロジェクトにおける付加価値税の還付条件

2024年10月14日付け、税務総局発行の輸出品製造プロジェクトにおける付加価値税還付条件に関するオフィシャルレター・第4566/TCT-KK号：

企業は、投資プロジェクトが完了し操業を開始した段階で、そのプロジェクトに対する付加価値税還付申請書を提出する必要はない。代わりに、企業は、未還付の付加価値税を事業活動のための申告書フォーム・第01/GTGT号に転記する。

還付の可能性は以下の条件によって確認される：

輸出品に関する仕入れ付加価値税額、投資活動、建設活動および固定資産の形成に関連する仕入れ税額（投資に関する法的規定に従い、輸出品の製造・販売活動を支援するもの）について、国内消費のための商品・サービスの納税額と相殺した後、**3億VND**以上の税額が残る場合は、還付対象となる。

輸出品およびサービスの還付税額は、輸出品およびサービスの売上の**10%**を超えてはならない。

13 不動産仲介業を行う個人が提供するサービスに対する付加価値税

2024年10月24日付け、税務総局発行の不動産仲介業を行う個人が提供するサービスに対する付加価値税に関するオフィシャルレター・第4784/TCT-CS号：

不動産仲介サービスを行う個人で、不動産仲介業の資格証明書を持ち、不動産取引所や不動産仲介サービスを提供する企業の従業員ではない場合、その個人は事業活動を開始する前、もしくは税務上の義務が発生した際に税務署で税務登録を行い、税コードを取得する必要がある。税率は以下の通り：

- 付加価値税：5%
- 所得税：2%、課税対象となる売上高に計算される。

不動産取引を行う電子商取引プラットフォームを運営する企業は、民法に基づく委任に基づいて個人の代わりに税務申告および納税を行う。この場合、通達・第40/2021/TT-BTC号の第8条2項bに在る規定に従って税務申告と納税は月ごとまたは四半期ごとに行う。

14 2024年付加価値税法（VAT法）正式施行、第48/2024/QH15号

2024年11月26日、第8回国国会会議において多数の国会議員が賛成票を投じ、2024年付加価値税法（VAT法）が正式に承認された。

以下は2024年付加価値税法の新しいポイントの概要：

(1) 付加価値税の課税対象外に関する調整

2024年付加価値税法の第5条において、2008年の付加価値税法の第5条における課税対象外の規定を改正した2013年の付加価値税法改正、特別消費税法、2016年税務管理法改正が改正された。具体的には次のように変更されている：

- 現行の規定に基づき、以下のいくつかの課税対象外商品が削除された：

+ 肥料、農業生産に使用される専門機械、沖合漁船；

+ 証券の預託、証券取引所または証券取引センターの市場運営サービス、その他の証券業務；

14 2024年付加価値税法（VAT法）正式施行、第48/2024/QH15号

- 輸出品として加工された天然資源や鉱物に関連する製品は、政府が定めるリストに従って、付加価値税の課税対象外とすることが必要となった。従来は、天然資源や鉱物から加工された製品で、原料、鉱物の総価値とエネルギー費用が製品原価の51%以上を占める場合は、課税対象外とされていた。
- 天災時、感染症発生時、戦争時の備蓄のために政府が規定する支援、応援品である輸入品は、付加価値税の課税対象外となることが追加された。

14 2024年付加価値税法（VAT法）正式施行、第48/2024/QH15号

(2) 輸入品に対する課税価格に関する規定の修正

2024年付加価値税法第7条で規定されている輸入品に対する課税価格について、以下のように修正されている：輸入税法に基づく輸入価格に加え、輸入税、輸入に関連する追加的な税金（あれば）、特別消費税（あれば）、および環境保護税（あれば）を加えた金額が課税価格となる。

(3) 販促用商品・サービスの課税価格に関する追加規定

販促用商品、サービスに対する課税価格に関する規定が2008年の付加価値税法第7条に追加され、商法の規定に従って販促用商品、サービスに対する課税価格は0と定められた。

14 2024年付加価値税法（VAT法）正式施行、第48/2024/QH15号

(4) 一部商品・サービスの税率の調整

2024年付加価値税法第9条で、以下のような一部商品・サービスに対する税率が調整された：

- 0%の税率が適用される新たな対象の追加：

+ 国際輸送

+ 個人に販売された隔離区域内の商品（外国人またはベトナム人）、出国手続きを終えており、免税店で販売された商品；

+ 輸出サービスには以下が含まれる：ベトナム領土外で使用される輸送機器の賃貸サービス。航空業界、海運業界の国際輸送用に直接または代理店を通じて提供されるサービス。

14 2024年付加価値税法（VAT法）正式施行、第48/2024/QH15号

(4) 一部商品・サービスの税率の調整

- 免税対象から5%の税率が適用される商品：

+ 肥料；

+ 漁業採取船

- 5%の税率が適用されていたが10%に変更された商品：

+ 未加工の木材；

+ 砂糖、砂糖生産の副産物。砂糖かす、サトウキビの絞りかす、糖蜜が含まれる；

+ 教育、研究、科学実験専用の機器、器具

+ 文化活動、展示会、運動、スポーツ活動；芸術パフォーマンス；映画の製作、輸入、上映、配給

14 2024年付加価値税法（VAT法）正式施行、第48/2024/QH15号

(5) 仕入れの付加価値税の控除条件の変更

- 2千万ドン未満の商品、サービスの購入には非現金での支払いは証明書が必要となる。以前は、2008年の付加価値税法第12条2項の規定により、2千万ドン未満の商品の購入における非現金での支払いではVAT控除を受けるために証明書は必要なかった。しかしながら、2024年付加価値税法第14条2項bにより、政府の特定の規定に従った例外を除きすべての商品、サービスの購入には非現金での支払いは証明書が必要となった。
 - 新たに追加された仕入れVAT控除対象の証明書： 2024年付加価値税法第14条2項cにより、政府の特定の規定に従った例外を除き、輸出する商品、サービスに対して、梱包証明書、運送状、商品保険証明書（あれば）があって仕入れVAT控除の対象となる。
- これは以前には規定されていなかった内容。

(6) 追加された税金還付のケース

2024年付加価値税法第15条では、次のような場合に税金が還付されることが追加された：
事業者が5%の税率に該当する商品のみを製造、サービスを提供しており、12ヶ月または第4四半期後に全て控除されていない付加価値税が3億ドン以上あれば付加価値税が還付される。

15 正式に2025年上半期に付加価値税が2%減税されることが決定した。

議決・第174/2024/QH15号、2025年上半期に付加価値税を2%減税することを国会は同意した（2025年1月1日から2025年6月30日まで適用）。

これにより、国会は2025年1月1日から2025年6月30日まで、2022年国会議決・第43/2022/QH15号の第3条1項1.1項に記載された商品およびサービスに対する消費税率を2%に減税することを承認した。経済—社会復興プログラムの支援として実施される。

16 2024年の健康保険法の改正、第51/2024/QH15号

2024年11月27日付け、国会で健康保険法第51/2024/QH15号の一部条項を改正、補足する法律が通過した。以下は注意すべき内容：

1. 健康保険の義務的加入対象の修正、更新：

- 村の医療従事者、村の助産師；
- 地域の治安維持活動に従事する者；
- 遺族年金を毎月受け取っている75歳以上の者、遺族年金を毎月受け取っている70歳以上75歳未満の貧困層家庭の者 など...

2. 健康保険基金の配分および配分率の調整。具体的には以下のとおり：

- 診療、治療活動に使われる健康保険収入源の配分を92%に引き上げる。
- 予備基金および健康保険活動のための支出を8%に削減、そのうち最低4%を予備基金に配分。

16 2024年の健康保険法の改正、第51/2024/QH15号

3. 健康保険の未納、遅延納付に関する具体的な規定の追加、およびこれらのケースに対する処理：

- 遅延納付とは、以下のいずれかのケースに該当する雇用者の行為：

+ 本令の第48b条1項cに規定されたケースを除き、健康保険の納付期限が遅れる、または本令の第15条8項で定められた期限より遅れて支払ったが健康保険の納付額が不足している。

+ 本令の第17条1項bで定められた期限から60日以内に健康保険に加入すべき者のリストを作成しなかった、または加入者の人数が不足している。

+ 本令の第48b条2項で定められたケースには該当しないと見られた場合。

16 2024年の健康保険法の改正、第51/2024/QH15号

3. 健康保険の未納、遅延納付に関する具体的な規定の追加、およびこれらのケースに対する処理：

- 遅延納付に対する処理：

+ 遅延額を支払うよう義務付け、その金額の0.03%/日として納付遅延の日数に基づき計算し、健康保険基金に納入。

+ 法律に基づく行政罰の適用。

+ 労働報奨や表彰の考慮対象外。

17 労働災害および労働安全衛生に関する2024年の報告

2024年11月27日付け、ホーチミン市労働・傷病兵・社会福祉局発行の、労働災害、労働安全衛生業務に関する状況報告であるオフィシャルレター・第30130/SLDTBXH-VLATLD号:

それにより、労働災害、重大な安全、衛生事故を引き起こす技術的な問題、また労働安全、衛生に関する報告業務を実施するために、ホーチミン市内に本社を構える企業、団体、個人（労働者を雇用している事業所を指す）に対して、2024年（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の報告を実施するためのガイドラインが示された:

1. 労働災害の報告および労働安全、衛生業務に関する報告について:

- 労働災害に関する報告内容は、労働安全・衛生法第36条1項、2016年5月15日付け政府の政令・第39/2016/NĐ-CP号の第24条1項、およびその附属書XIIに規定されている。

17 労働災害および労働安全衛生に関する2024年の報告

- 労働安全、衛生業務に関する報告内容は、労働安全・衛生法第81条1項a、2016年5月15日付け労働・傷病兵・社会福祉省の通達・第07/2016/TT-BLDTBXH号の第10条2項、およびその附属書IIに規定されている。
- 報告書の提出方法：労働者を雇用している事業所は、「ホーチミン市内での労働災害データベースの作成管理ソフト」（以下「ソフトウェア」という）にログインし、アドレス：atld-sltdtbxh.tphcm.gov.vnを通じて労働災害および労働安全、衛生業務に関する報告を実施する。
- 報告書受付期間：2024年12月16日から2025年1月10日まで。

17 労働災害および労働安全衛生に関する2024年の報告

2. 労働契約に基づかない労働者に関連する労働災害、重大な労働安全、衛生事故に関する報告（労働関係がない地域で発生した場合）について：

- 労働契約に基づかない労働者に関連する労働災害、重大な労働安全、衛生事故に関する報告内容は、労働安全・衛生法第36条2項、2016年5月15日付け政府の政令・第39/2016/NĐ-CP号の第24条2項、3項およびその附属書XVIに規定されている。

- 報告書の提出方法および受付期間：

+ 街区、社、町の人民委員会は、以下のアドレス：atld-sldtbxh.tphcm.gov.vn にてソフトウェアにログインし、2024年の労働災害に関して労働契約に基づかない労働者に関連する労働災害の報告を2025年1月5日までに提出する。

17 労働災害および労働安全衛生に関する2024年の報告

+ 区、郡、Thu Duc（トゥードック）市の人民委員会は、ソフトウェアにログインして、情報、データ、報告書の様式を確認し、ソフトウェア上で報告を受け取り、労働・傷病兵・社会福祉局に対して2025年1月10日までに報告書をまとめて様式どおりに提出する。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2024年12月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

